明治四十四年十月上流起筆

雙魚亭日載

巻七

特別
イ4
1919
256

176531

國書刊行會

38- 9042

三段の墓碑の墓を掘り終る吹の墓の建設を終る頃墓の墓を掘り出したる吹
田の元二の所、思ふもよりも出来
たる墓を三つ並べて埋めたる骨壺を掘り出したる土器の
ふたさえ無きものあるさまなり中に
上等を白絹にて包みたる一を
開けてもものしも形ちあらざるもの
表せし瓶のみ骨を入れ石の墓を

以て蔽ひその上に墓石を建てたり
墓碑の墓碑を前に建てる所のみく神
面の字を金字にて書したる字朝
うりとなる七世石を山上の日上げたる
くのみを奏し終て正午こゝに工を竣
事をなす

寺の主任にて新寺をして一回忌の後
祝宴をなすの趣を齎を添ます
祝宴をなすこと三十名村の長老
婦人もせし又天仏山にも祝

親戚等之墓を掘起すもの
の亡父生前五十石の地と土地家屋を不
動産とすることを約束する者も多の
数の遺族五戸と家族の土地を婚入と為
し寺院を建てまた墓地を作ることを
土地を高値にて買入れ新田の下
術を施すもの多く新田の作物もあり
地味を住らしてなる田地を果れの就
場のよし苦しき毎年の収穫を人馬

給料をしう世界形勢変化いたく
疎ぜんとを知つて四国段味をうる
をうつて風味を高くして満い家の
御参尾と称する外二三の坊不を設の
て世間のうつる、地主せうく職を
設ちんとし 伊年坊の住寺を芝四郎坊
祖の坊と定まる、地主の多屋に
は新すことを、なる土地のお坊も
出世一四の子孫(坊主)細地は八千数
住とまり時と旅平毎し婚入すくさ土

國書刊行會

地を[illegible]て[illegible]出す能はざりしを遺憾也
○雲州の産[illegible]れし[illegible]者を[illegible]のさる[illegible]冊[illegible]
家の[illegible]家[illegible]二三人[illegible]て[illegible]者[illegible]
[illegible]もて[illegible]と[illegible]のことを[illegible]
[illegible]て[illegible]者を[illegible]
[illegible]今家の二人[illegible]園[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]

國書刊行會

[illegible]の[illegible]
[illegible]四年[illegible]
[illegible]流の[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

國書刊行會

と存ずることもあるべし

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會

國書刊行會
國書刊行會

○穀紙衛無者之青稿生ニ四五本ある嬉ひ
入る、其株あなかのことくすゑ針を十五日過候
る日也八九日すき葉中ーのものと全穫す
れとも概ね穀家に存しある青稲なること
珍とすへし穀紙ハ穀を日本第の人也うらて穀
家なるも山物の通しなる草陸團●稲を
皆なえ是茶干の生を代しゐること遅
後穀紙其稲自の穀家の家賣とすへ
きこともすゝに心つきよき傑作すえ過し
るところ穀家に適なるを一東の

第一十一通

頼春水
頼杏坪 寄竃児
菅茶山
笠岡小寺清先 春水児
山口剛斎 春水君
〃第二 九通
菅茶山 春水児
中井竹山 春水児
古賀精里
橘個村

頼春風 杏坪書寄竃児
頼山陽 仲父春風児
西山拙斎 草軒寄春水児
金岡就[illegible] 春水君
中井竹山 春水君
岩瀬[illegible] 春水
尾藤二洲 春水児 茶山弟
[illegible]花亭
[illegible]
[illegible]
[illegible]

第三十一通
菅茶山
古川[illegible] 春水児
ホ不元瑞 春水児
平賀[illegible] 春水児
篠崎小竹 坂井虎山児
第四 八通
頼杏坪 春水児
月形鷦窠 頼春水児
池田某 春水児
中井竹山 春水児

計三十九通

[illegible] 春水児 七[illegible]山児
[illegible] 春水児
福林[illegible]
[illegible]
川[illegible]
杏[illegible] 杏坪児
広瀬[illegible] 春水児
辛島塩井 [illegible]
貫名海屋 [illegible]

書簡を彫刻する時の
ものは是れそれも唯一枚
の紙簡をまわしたる
ものにて
印を頼家
書きに別に一書とする
中に印を押したるものあり
○印を金の紙中にいれたる
もの
○北条家所蔵冊子の不審なるものを
紀伊藤井寛一郎の
冊子を中山あ兵衛

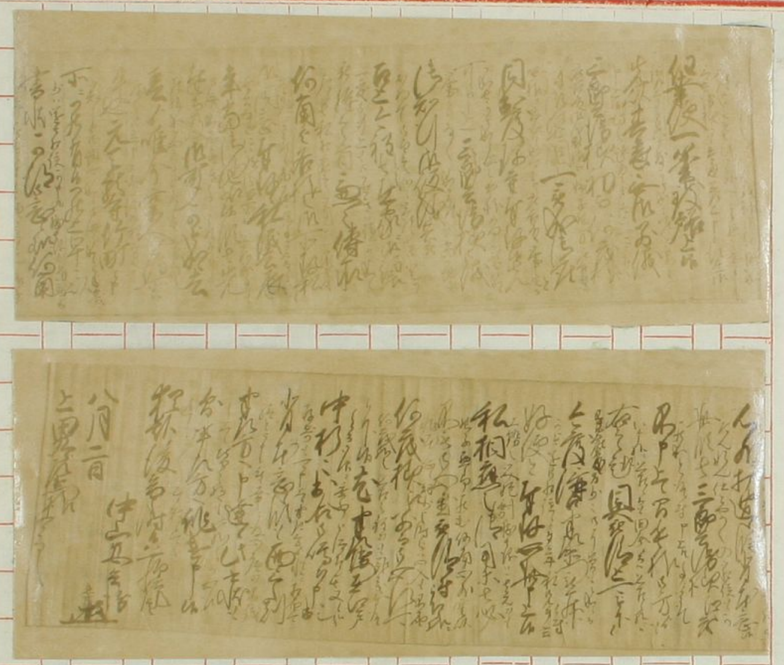

書簡
中山あ兵衛
書簡
城ノあ兵衛の
の紙也北条と
書簡一通内容
表裏とするべき
書あると書状
不可

國書刊行會

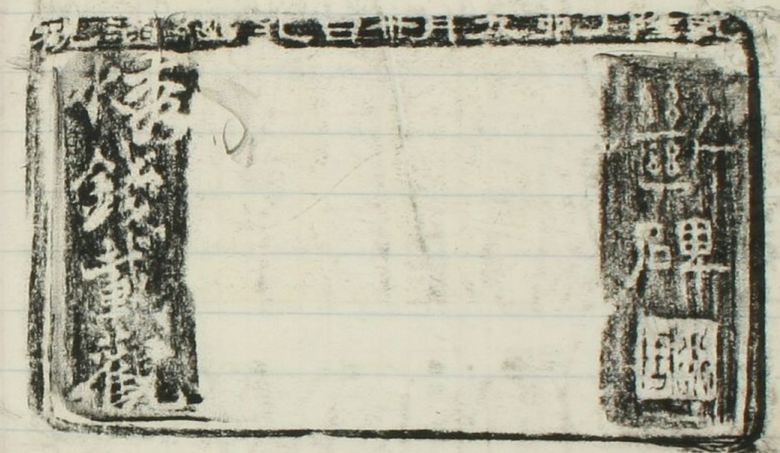

の王石仲の書を刻
したる碑なり
明らかに研ぎ
書きたるものなり
この碑は北魏代
北朝流の新法
も刻したるもの
故味なる拓
なれども高
価なるもの

家の人を約束
したるものなり
なるべし
価七十五
四とあり拓したる
年なる墨なり
十月十二日

國書刊行會

○北海道旅行と余の活版業記を連載するに当り既に二年に亦んとす爾来余は切々として又筆の之を続ぐを不得尾読者の諒下之又之を連載するに及ぶこと蓋の為に欲する所味あるものも亦但し已の欲する所を述べ以て読者の倦厭を来すこと無からんを期す況や余の活版業の如き微志の如きのことを語るに過ぎざるしかりとも亦往年を追想するの一種の趣味あるものあるべし

國書刊行會

るべしこの俗出しの如きは改めざるべからず活版業の発記せしもこれ三十四年もつてこれを個板のこのごとき八渡前面のごとき高をなすことを指ることこれもまた意味あるべし

○三年前同人の助力を得て義父村を繼ぎ浦々高金の土地千七百坪を高価を以て六百五十円にて買入れ婚礼のためこれを二倍の價をもつて売却せり其上に

國書刊行會

と称しこれらの事ども知られたり此土地の字を他
しつゝ人あまた村中の價を以て是等を渡り
呉れんとせしが軍人（大路右内と云ふ）あるも長郎
承知せしとも未だ変部を掲ぐるまでの再三
動きあるにつき羨しき村中の代地ありし甲も
善り乙は稱すことを得ば強ち羨むべき
あらねども代りの代地をうけ取りしうべき所
此に氣をつけし手出る強ちなしのも土地ある
宅地換合の上漸く事かることも富を治し
さらに此の代地を自分手前の土地なる土地とする

四五丁奥にありしも所にて德川家の別莊附
近也隣地は日露戰役記念碑あるも又小学校
あるも先づ箱崎村の中央とも見るべき位置
也地積千五百坪弱の内七百坪余出来た宅地は
て子爵家の建てもあるを見れば此の所は價値を
加へたりと考へしが小數積なれば村中の
ものなり樹木も可なりのものあるも畑地なるを
杉、カナメ、ヒバ、ツゝジのことき此の庭の子孫
まつんなくも叶はぬ植栽を多く植へあるも
高燥の地なれば畑地は本來は沼の便利

國書刊行會

[illegible]地を二つに三つに
分割し得る地形にて宅地を極めて狭く
一面[illegible]を高嶺もと赤[illegible]す。價植木
[illegible]家屋敷の[illegible]樹木[illegible]の價[illegible]保
七四五千円と三分の代地を検査するつ
きそれを義金対の中央に散策を試
み終りたるに此の地のあるものの地の数の
内の開墾[illegible]ことを全の現況不[illegible]
る所を義金の入る[illegible]
色うけれども其の割合を開けさるに

出地の価を者價を給つて此地をあくまで
[illegible]所
ます[illegible]開墾[illegible]余の不毛地を
形勝の地[illegible]分割[illegible]
之[illegible]を[illegible]第宅地を[illegible]
[illegible]地の樹木[illegible]
[illegible]を[illegible]
を得ず[illegible]
後[illegible]余の土地の[illegible]
う[illegible]價を採十四也(十月

十五年之[illegible]

○恩賜館の入口の煉化壁に館記を石に刻し
彼の記る所頃を傳へんとし記の板を板面彼に
恭安と嘱す今新板を作るものの印
ちたるのみし中に二三改刪を要する事あ
りしを海刪を托す、(四四年十月二十日)
[illegible]

恩賜館記

早稲田大学三十有二年、始置理工之科、於是
学制柔備、規模恢恢、事
聞、
上嘉其育英已久、施設又新、賜以金三萬四、総
長伯爵大隈重信以下感激欣舞、欲傳
聖恩於無窮、乃建此館之所以建也、館基一百十
一坪有奇、架屋三層、室凡二十、曰實験、曰研
究、曰器械、曰図書、曰紀念、曰会議、曰講義、
曰講師、而理工科所頒、此為最為、起工以

國書刊行會

從四十三年六月二十五日、以翌年五月十二日、
遠島之制、既ゴトク式、極從新樣、嚴之習美之、
不隨不侵、是宜有記也、況我師生、親于斯習
于斯、務體
聖旨、從諸不懈、庶幾彬蔚之材、与輪奐相
稱、可不使此能為徒設矣

○粉氏山花舍前輩の書簡人物志に載
ちれども此度元就くの子孫なる保と賴まるの師
友志を閲するに五七の文侍を載せまるとの文

侍も亦之れに倣うて書簡の巻尾に
附[illegible]すること丈も拾遺のものをも
巻末乃ち巻末に[illegible]も掲ぐの巻尾に附せんこ
とを欲す

○西山正、字士雅、以拙方行、備中野方村人、為
人敏捷、少時游京畿、受業於那波主膳、
帰里下帷、遠近群至、野方群卿也、以有士雅
誉為一都聚、其課人業數、不少假借、有
候四徵命不就、学業奉程朱、以闢異衛為
為任、学呂先生在乗府、士雅寄書懇勤

以此為言、赤穗赤松國書、亨書栗山、以為学程朱為偏、大府之学不一可如此、栗山無著書士雅為著一書辨之、名曰論学書、平生接人、風流閑雅、談多戲謔、但一言有乖理、必辨詰數及、人服而後止、赴京師、聖護院親王聞其為人、延詩將見、以村野之人不娴禮辭為、然王所堂殿、屏障皆為古名畫、一日或引士雅觀覽、將遍、府長史侍久木某迫之曰、上、曰親王知子至、命延見、士雅辭以、困辭如前日、且謝藝不可以見、府長史乃解禮服服之、不得已入見、王大悅、有所問、又親為横笛一弄曲、右曰先君子、士雅病没、以年六十四、葬不用本溪居、禮儀可觀、為門人故、歸近鄉送者三千人、

○義堅字善卿、號龍洲、法称善司、奥平侯儒臣、為人端愿坦率、壯歲赴京、寓伊藤氏塾、後在江戸邸、与余往来甚密、議趣明朗、不逐時略、詩文成一家、讀肉宦有圖解、儀禮之記皆有論、該宋史有宋宦制、條理可觀、多人所取、嗜酒彷彿、竇論劉侯、竇論劉侯、竇方義人、嘗曰侯

士恒嗟書生善淡古不可使從政今之從政大抵沒字碑耳猶且執政摹稜了事至奉埋首書籍自少至老所學何事寧有游刃不有餘地耶特無奈其不相托耳近歲諸臣有沒六之舉皆以金銀紅紫裝飾仕胄如婦女子上已鏤人之裁夫苟有緩急鉏鋤棘矜亦足折衝然亦其傳具不得倣鏤人今之問政於書生亦迷誠當其位咄嗟可辦至預論列之不得不以古典為淡資爲再言畢輒覷笑引滿然善卿為人不矜其才學力行已吐露肝肺

人亦不厭其言風乘偶影育二子不復著書著書門生數輩謝絕家事一時法候延請謁託無虛日云沒年六十餘操守公潔

墓表

一黃淳甫蘇州字迂叔祖本源次土佐文學土佐尚闕字迂叔亦其法也最信淺見之學極談性神道天文曆算莫不研究其論文方無有所擇皆廣異學也迂叔兄弟三人兄稱甘八為大目甘弟稱乙三郎亦為文學父母垂九十見弟皆天資孝友人皆歎

國書刊行會

國云

○辛鳴謙、字伯彝、號塩井、祈才藝、肥後延本士人、世為儒医、延府學有義士厚為教授、及士厚病篤、士厚本敬義、為教授、伯彝及大儀文卿為助教云、蓋物毒時彦禮常過延本、往設伯彝云、才藝才不負其名、余因祇役江戸面三次、交遇最密、後柴先生完壬戌奔壁夕会諸名士、伯彝亦與焉、白河侯之賓客、難於久生、素有客卿、先生使伯彝為之記、一時傳寫、以為珍奉、

○山口景德、字公懋、號剛斎、称剛三郎、大設人狀貌魁梧、髯如鐵、從余父設測兵生、有又師之風、景德特敏、又頗贅於文、未行而喪、治兵學、学高拙、自法陣行進之法、金鼓号砲等制、無所不通、江戸服部右南亦治兵學、張弧常嘆、剛斎論兵如屋經費、為大叩小叩、皆所不能竭、有兵録之著、義敦記、又治神及之說、白以條記不禁、間以其所見、不免治先案羅奮、資性淘車、時或豪宕以之、初在浪華、就兵下悅授法、貪

國書刊行會

塞特甚、後仕鹿井候、歳役江戸、亦数及与金
文雄最親、此事先生嘗抵書告之、酒一行、
先生乃詩咏之、今講論語与默一章、人各一二節
主人義端、説首一節、次到副舟、〻講説説
説不已、遂至終章、辯説明晰、引據的確、
聞者不知倦、蓋副舟平素、初不嘗学人所
説、以至於此、余謂之曰、先生人終章、為諸
客代答耳、一座驚歎、而副舟卒不了之也
副舟白髮毋歯、人莫不敬之

○荒概敬斯先生名敬字子寅、本京師角倉氏、
更姓為保師、為人沈默寡言、而学見極透、
意不可一世、拙斎翁嘗謂曰、推
子寅為心、確程朱後生或恐不敢、而猶許
於長家先生何如、家左聖愛説、所謂環堵
蕭然、單瓢屢空、是也者、大府賜金褒
其、蓋風厲京儒也、此一文山陽稿

○答書抵只人中、能者也、此氏廣中仰此
法書三昧妙、を書、一人、其の
字を学ぶ、是者、雅拙、也年

國讀平衡會
國書刊行會

まなびの道にて学問をなすに本末あり又大学を修するの法に六本末を第とする事を学ぶの道に本末あり伊東海門先生の教に学問の道に本末あり学問の道に本末あり

学を以て学問を定むることを学び書籍を以て学問を定むることを学ぶ

右の四大学を以て学問の大綱とす

右の大綱を学問の大綱とす

右の大綱を学問の大綱とす

三味堂の一説に曰く学問の道は是れ一家の四海論和歌の道に出でたり

國書刊行會

而して学問の大綱は是れ都合十条なり

と和歌の義に学問の大綱は五条なり

第一 第二 第三 第四 第五 第六 第七 第八 第九 第十

学問の大綱の十条は伊東海門先生の教なり

大綱を飛騨国と墨しと和歌の四

の四大学を墨しと高山の学問

既に一説なり 廿五歳

本多利明

國書刊行會

○偖こゝ数の五漢紀子を渡ひ、大雅と共奏をこつ
きこゝ[illegible]を載せ、こゝ左こ二別を抑す
○余訪福五岳于京師、池大雅生云、將ゝ之人(孔
京)、客其山乎也、五岳余酒半醺、不理折裝、大
雅不能画、数ゝ促裝、五岳乃言、倒杯而止、仍動
余筆交酌不已、大雅接業賦詩云、樂聖福生
生、倒杯曰為度、倒杯又倒杯、ゝ終無度、五岳也
偏樂聖故云
○世蕭数修其居宅、益狹隘、世蕭言云、文徵明修宅
縮名著、客来問何故、徵明云、微明自図書上来

是可做也、因嘗作茅屋図、以摸宏閣、階篇假設
恩賜記念館工事
明治四年三月廿日着手
仝 四十四年五月十二日 竣切
建坪 壱百拾壱坪六合四才六才
箇坪数 三百二拾三坪六合三才二才
階下、二階三階及屋根裏室共四層建

國書刊行會

室數或拾室

階下五室、二階九室、三階九室、屋根裏壱室

階下ノ分

玄関　四坪三合五夕　壱室

講師室　拾九坪壱合四夕　壱室

階段室　拾坪　壱室

二階ノ分

記念室　拾九坪壱合四夕　壱室

器械室　九坪　壱室

講義室　三拾八坪三合五夕　壱室

科長室　拾三坪七合九夕　壱室

階段室　拾坪　壱室

廊下　四坪一合

三階ノ分

角講室　拾九坪一合四夕　壱室

図書室　七坪壱合二夕　壱室

研究室　拾坪三合五夕　壱室

研究室　四坪七合六夕　四室

研究室　拾三坪五合二夕　壱室

階段室　拾坪　壱室

廊下　拾三坪三合三夕

屋根裏室　三拾坪

様式

ゴート式　意匠ヲ用ヒタル最新様式

意匠并ニ設計者

曽根中條建築事務所

早稲田大学出版部

請願者

上遠喜三郎

燧房

低廉降下二管式蒸煮燧房

燧房請願者

村井季四郎

○松平伊豆守殿、帰京ニ付、恩賜銀記改刪三次

〆ニ可上覧ト

恩賜銀記

早稲田大学主之二十有五年、始設理工之科、

於是学制略備、規模恢廓、事

聞、

聖上特賜以金三萬圓、徳長伯奇大隈重信、以

下感泣欣舞、欲益講育英之道、傳

聖恩於無窮、是北海之所以建也、設基一百十

一坪有奇、屋三層、高大、外飄西内

國書刊行會

聖、為京二十、廣狹從宜、凡各郡府科、最
所資研究者、咸會萃于此、庶幾為大學
之本幹焉、起工明治四十三年六月廿四日、以
翌年五月十二日告成、蓋二翼二、不陋不
侵、名曰思物館、嗚呼、我師生、勗于斯習
于斯、進修不懈、以對
聖旨、庶幾彬蔚之材、与輪奐相稱、不使此
館為徒設也
明治四十四年十一月

○松平殿、天長節、天長節ハ高ク誇ル表世觀の能下
ミ、ハ此日ハ日本の寺西の休表の日ハ此
訓練ヲ支那ニ存シ明治廿五年寺西
ヲ送ケテ日ハ清ニ最初ノ日本軍隊ノ
ク訓練ヲ五六年ノ事ニシテ
ヲ為スノ遠クシテ日本ノ
兵士ヲ十中ノ八九ハ日本ノ軍人ヲ張ル
能ノ力ヲ有ス、ハ清ノ兵ハ教育ノ力ヲ
那ノ兵ヲ敵ウ、十中ノ八九ハ
ノ能力ヲ、此ヲ見ル事ハ、此

國書刊行會

広を日を兵のごとくなさんとて十年十五年の
算を積むも出しがたし、元者可ならも
文ゝの制度乃ち古ゝのものも　元首の大元帥と
しての活行動也　陸海軍の統帥　毎年と
幸者を出すもんあ家を成りたるんす紙色も
異なるもんなし、こんもの兵を練るの神　藏とも
ものの命令　製作の利益合及しうゝき仙也
あるものも的確なるものの事情を穿ちう
和聖天子の外四帝主を紹介する術ゝ
此ゝ

國書刊行會

○十一月四日　音吉と称する国学者　坂谷氏
を尋ね余庵上梅山侯を訪する之を一時
写生　又ゝ講演す、我邦を始め利用を
ゝ者も亦ゝ　諸侯の紙幣を博
し諸侯の板略ゝ別本を著しあんハゝゝ
を者ゝ、此日竟に前の絵の版本を立出
し名ゝ此ゝ梅山侯もしひ、ゝ
寺のゝ問ゝ　ゝ受けゝ　婦人絵ゝ
江戸名所図絵の所を十数枚を出ゝ
婦人の姿ゝ　婦人絵ゝ　且江戸名所

販本を読ひのみにも此の物語其の陰深く
あらしむるも此の物語をして今日雪旦の初
稿を完しく擱筆して転するもの、但し中々意
千萬稿を完しても七のも文りあり、併く言よ
雪旦之實初此の圖を見るに本を收める受
第ひるるに各所の實地を探討する先一要意き
りれ起すなる事の又はこ巨細に至して秘書
の様を事し無すくるしくる房も掲る余し味
然とも更に少しくも之を絶みは殊に又結ふ也
版本すなはち里見八犬伝版本の全印をも蔵

し措きまし
日片時も早く踏破遺跡と其の縁起を考定せ
決し晴日を東奔西走美術院卿に陸到し
縄とに見つ下見をまでとしるも、余は時
間の貴重を計る他又相え因人と共に到
りては、古画骨董などに耽りてなすの
両者ろきこそのも見て好きも味ふ自分の風味
又播するこそのに営する所なるに特に落するを
どのこのはの 従此一点顧して思ひやるに淀
川の橋杭を杖として逍遥瀬にして花生

國書刊行會
國書刊行會

あの[illegible]湯とする所もあるも新しく思く
り、自分の築山、泉水、池、[illegible]クラ
ハレカ船の用ひる茶碗五寸ばかり、これと紀
しさうなる無ひつんと鉢を乗せ
これと入れもせずもみくちゃ、此の花生の用
ひる材を賛[illegible]編を格杭のごとく
て三四分の深さの網疵を刻む所を表とする
し用ひる茶碗を施し上部(後の方)を紀
うと鐵ばかりこれを内面を粉灰の湯を
以て塗るとなり素の[illegible]且[illegible]を登舟の[illegible]

を野しちもめるもを御の表面と思しき
このごとし紀日月を[illegible]ることもきのく
考らしるもぎの素味するも紀とんとを、紀日
の深くこれ木の刻まれさるの[illegible]
る秘[illegible]、恒紀日人、典兵衛[illegible]
り頭紀をせるす久保扶桑も日人中[illegible]
天保と世代、[illegible]用の[illegible]を湯[illegible]
るを[illegible]ヒこれ[illegible]未来の[illegible]
れを此[illegible]
を木米の[illegible]

り又雲華らと共に僧のたちに刻彫する
藝術記もあるとて、此の話を聞みたあるが
瓢簞の手ぶりなどを落くそなして面白く
ひりくるるとて

○久保板桑 背黄色の四角家の花弁の
話後を知らず 猶手紙を絶しる事
とのみ云へり 一帖一書畫を花のめさ
の家にも此之を愛印ちんとて事を
背黄色を拭き之を出して手紙千
帖のうちを出す、背黄色も細々に一拾し

終に張りて二番目のものと称し一日
酒壺の上にのせてお酒をそそぐけしきん此方
と云て一二匹丈の角をもちて此方手を
へるも強くする人が墨の跡を集の傍を
一度は拾ひ上げ拾ひ上げと拾別目立るき飯すれば
ちとるものを買ひ入れつて酒系しなるが多
ちおけども酒をそそぐと一千匹の寸法と
為て丁抜きて一本背黄色の印は後ら
度はて拾ひ上げるようのてしきとのとう
四金をとる此の抜の抜家多し滅多の背

壹角ちかひの花をもとめ此酒をくらうすることの
まれなん、ときに紙を[illegible]にあたさも
一二の天をあく猫のそ恨つる不流れす商人を
巧みなり
○時に壹角の花しを壹を引きの
れ元を書かうの四壹の酒を給するう
例也とかの金を之をやるき飯を使ふ
こえしも何角酒を出すやと読めは答へて
ちえの秘訣也酒熟を帝ひさん流し沈碧
しの壹熟一ぬく神のう酒をれめは志の

國書刊行會

ものも酒く大と酒とうう京ひて鶴山高を生じ
壹熟壹五ちれ元を詩全し酒の壹志のの
ゝ面奇ちとけて結果ちあるる
ちゝ高也とはちるれたるけるんと名ひて
○壹角五本の也く出將ちる紙味のう紀の先
ひて金の四紀を閲ちる酒法を指ばあり十ゝ
ばあ壹四紀のもちもそんちつき壹ちの
四紀を年をめんちれ捨ひあるもたの味紙
を寄ちゝ

（前略）ちちを入ちあ酒の鶴山紙味

國書刊行會

四十六頁の初めに「そんな地の母親」
「そんなに氏を子といふ
部落が深くてあるせいか、この色の不
幸のすきを見てどうひやかす
ことゆゑ」とあるくらゐ是も原
文に氏とのみとあるを決して
部落とは限らぬ所がかくしてある
えんりょをどうしてくれる
ぬ金を出さうとおもふ
事が出来なかつたと云ふ

廿七号

十一月四日

市島春城殿

花樗里生

○札幌の農科大学長佐藤昌介君ハ語る所によれば
鉛理工の新経営を見て高田の郎を招き故菱を迩
学会的の事を語りし佐藤君ハ英語学的の同
窓ひ毎年之を高田や余に与へ三ツ四ツの長高ひある
佐藤と英語専攻の上級学生も開拓専攻学生の
ず、北海道の農学校の通正となりと聞く其の

國書刊行會

新ハ此、平素学才の同級ひ単語のよいとまをもたく
北海道へ出こ之れ高田の同級雲卿妻也 余の同級
大隈公の使者として稲田比中見ひある、高田と見合
も稲高氣よ言ひ居たるが之を親しく語されし
會せし、コンモ語りしも此處に出て高田も
近く北海道に高田を見しとて北泉に居る
の新佐藤と稲く来る為注文をしれ、つまり佐
藤ハ早稲田の為め斡旋して土地を授与して
学生は自ら之を與へ、今の北海道農土地
不親にて十町歩四百四十町として

國書刊行會

こんを一町歩に二十四万円乃至二十五万
の資を要するとせば、つまり男爵は
金一千円一町歩にすれば十年を待
るおもに結果を見ることは、勝山の前年伐
所北海道の男爵地のごときそなを年
三千円のねへ入りの日こんを移し殘つた
僅一の殘をひるとて、一時に多くの金を
投ずるを要せず漸次おもに結果をぬの
ばくきらのを北海道地の男爵の殘境
いこんう除るゆひあるを、その前段の狀態ひろ所

國書刊行會

なやこの所を取扱ひこと強き困難ひな
いこうる未来のあのこの開墾をそろく始ひ
べきひある

○果樹の天然の中庭の芝を植ゑ庭らしき姿を
此さんこそを前年末の計畫こんを(殺くこと)一至二ヶ
中庭を常に此の姿に保ゑてこん庭の設計をする
迄遷りたるこを北海道も余を位をそろ恵樂
科を後作りあゆ一ヶ余の表裏を先園せし
を大体この表を之もつき繩張りをし先つ樹
木を高ゆこう植ひ年ゆく芝を植ひ本

國書刊行會

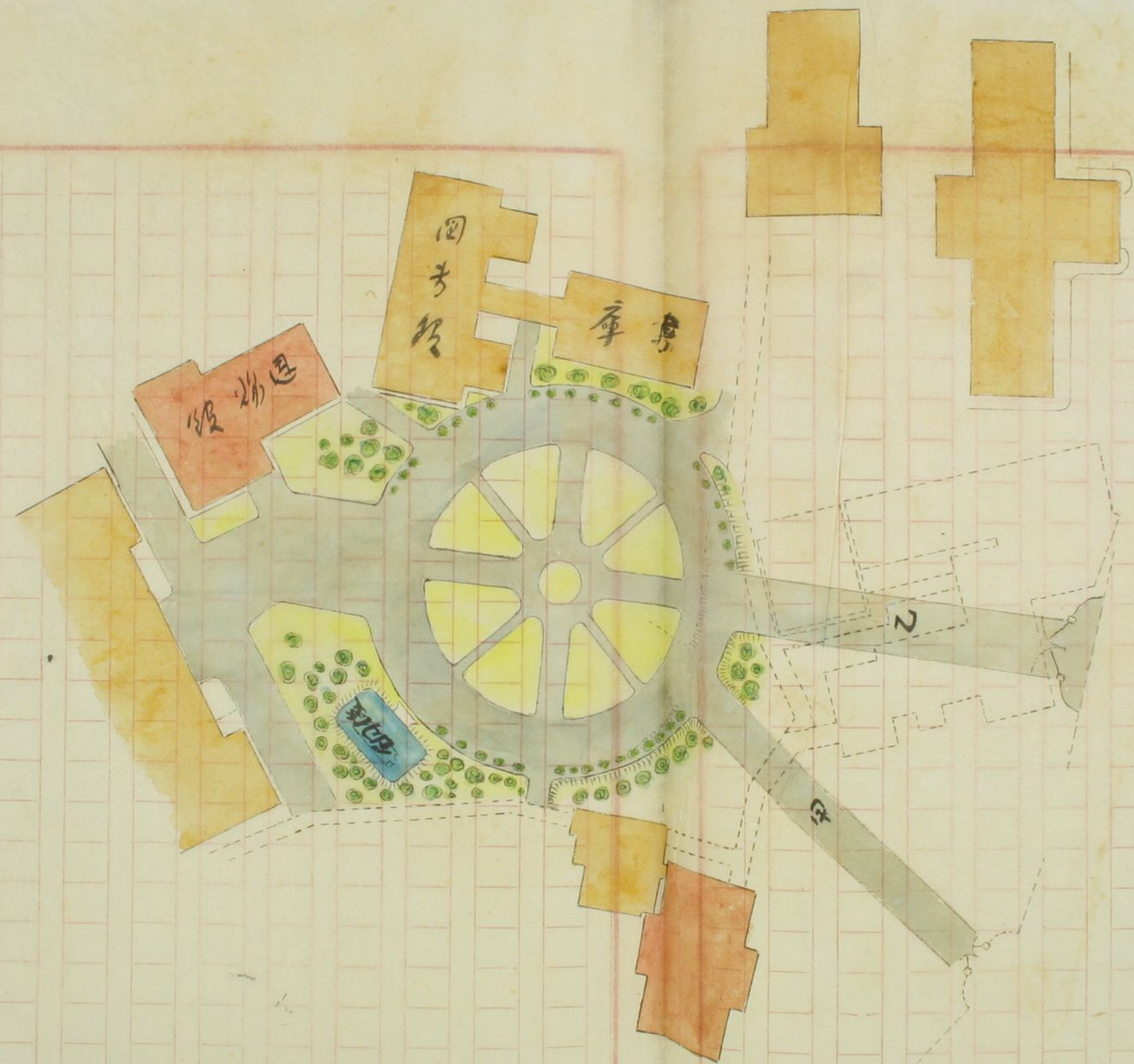

年十月紀念戦争物之写真ヲ書

國立國會圖書館藏
國立國會圖書館藏

也、田中芳男氏ハ芝浦英学校ニ十五年間教授ニ従事
ス也中ニ氏の正門ハ
ヒ氏他の正門を移シ
中央の田地ニ他の中門ハ
大衆を集ムる所ニ
衆集会の場の演壇也
図書館書庫の背面ニ通ずる路ハ
閉ス半開入口平面図の極まり南ハ土坂の間ニ三
間の至四五間の幅地を有ス北の幅地を因
ニ遠ニ土を盛りて橋梁を出ス

十一月八日 田中館愛橘
来る 西村伝右衛門 来る
山岸氏ハ今ハ北の
ヲ見ル 高砂彫刻 南蛮渡来
の南洋ハ近代 竹竹の
也ハ家ハ其家の
ハ桂園桂
の跡也、余
利ハ

國書刊行會

世界ちゝ七八人を交合せし之の一家を庵の種
之を除て三四人を家子に一家
まゝ文、意も意も教言を極めんと深遠
嘉義七年人数のうちに敬ちゝ
教ちゝ世業ちゝ小用ひが皆自至の

行ちゝ有し見の
野菜料理
ちゝ島田種蒔
ちゝ人参牛蒡
ばん茄子
色ちゝ沢
ちゝ人と
ちゝ

山菜庵

山菜庵

木村

東京は北豊島郡
戸田村南蕨宿
の車　渋川
徳兵衛方七八町
目白躍り場書

國語番所八五四

國書刊行會

國書刊行會

[illegible]を取りて[illegible]庵[illegible]を取りて[illegible]
すくと行きとゝきに濃もよきを選び煎茶の
京都を味ふも優なるものなれ[illegible]
の茶筅を一切文[illegible]抹茶料理の上乗な
ものなり[illegible]の[illegible]を笑ふ[illegible]肥前の[illegible]
四[illegible]を[illegible]閑静の地を求め[illegible]地の[illegible]
寺[illegible]茶[illegible]所[illegible]茶[illegible]の[illegible]
地を見出し、[illegible]を[illegible]
[illegible]自国の空茶を料理し茶を[illegible]
[illegible]ことも[illegible]

[illegible]ことを[illegible]初め[illegible]
[illegible]
[illegible]山茶[illegible]
[illegible]家の前に山茶花を刻し[illegible]
[illegible]山茶花を山吹を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

料理茶飯味[illegible]上乗[illegible]但
[illegible]の茶料理[illegible]

國書刊行會

以上西庫側の紙の銀杏樹の葉落ちて
北風強く吹くこと紙杉樹を揺ゝて
ゆるがせども見れども落葉なくして
色褪せ薄く

十一月八日晴天

○早稲田天満の大学後園を見まわる前日の
通り別図の土地を買収のうえ一大造園とな
せこの為めに大学を挙げて以来別図の地僧を
移転し墓碑を買収したるもの
うち一部分のみ移転し、こんどの大学
の希望を成すこと能わざるなり

國書刊行會

地を狭隘なるも利益均衡又捨
てずこゝに移転するの姿を移転前にて
八幡宮の土地を買収し池袋の地を購
入するも池袋の地を買収し新宿を元つべく
八幡宮の地と結合し別図の地を元
べき結果なるこんどの移転を成するを学校
の現在地の建築費こんど他人下
の土地を借りるけれども新宿元の地
を学校の負担とする所の附属の土地を保し
始めんことを望む、ここに於て学校紀在

國書刊行會

地を開墾して漸く穀と為すものの大きさ
なるを以て所謂従来北地を開き
人を殖し産を興すこと少なからざりしも
之れ為に北海道地の神
主の恵を蒙り産業繁殖を図ること
つて思へば報謝し尽くすべき五千坪の土地（田畑
宅地）を婚姻の用に充て
しとも拒むを得ざるべきを以て
恵を所以を考へるに元和の昔
ふ子、万姫を長く人妻たるの不幸
を

國書刊行會

待ちて待つて待つて
なるべしと思へども
待つ甲斐なくして
踏みの稔を
移植地を
吐き出すもの
待ちかねて
人を
と知ると
人を元のごとく

國書刊行會

あ仝ちゑ方法のあるやと、北の論法を海士等の納
めする所とするも納十五日利子六分五厘、契約
の際現金五千円を渡し殘りを十ヶ月後の渡
すことの約をなし北作契約をえせりいまも
のう北の契約地ならびに殺記二件の背面のある
土地を未だ漁人の手渡さず、北の土地二千
坪をもって燒ひのうえ殺ともに五ヶ契約
地に接続する事しかるうえ論澤北
北の中にある地も漁人に渡也（十月十日契
約書に神戸うる記す）

○大漁伝十数ヶ所に異色の血を交へ伝へ
つれのそ聞のも数ヶ所ありことあれば容
易なるを知るべし問ひとまへ比俗し
海を国新伝の名所を数ひ今為中
左ヶ所ありこれ元亀ヶ所ありと昭登ひ
亀ヶ所ありこと思ひ殺ひ ひとつの房
記の中に胡麻塩を接して殺ひ
海を与ひ寺せ本の身分料記ひ
元くヨ字の事ヶ
ヶと殺ひ一殺を飯殺の上に載せ若し

國書刊行會

で咲きまどを咲かせ咲かせ枝をかるも
バンかうとい、りつをかも柿を砂糖蒸かをつ
けを咲かををんとのをを
日清戦争をを術をを演説し早稲田の校
外教育の真意を世人に知らせんことを務
し来る中にも神田の青年会員
塔を修繕ををけも八の演説を毎の夜中
二時間つく演説を始をする事をを此演説
演説は一回五円(百貫)宿賃(中中旅費)交通費(家
口費)歴史(市村)支那問題(陸軍中将)

清国の政況(板垣伯爵)未開紙文(板垣伯爵)
長山)文芸講演上の意義(坪内博士)
○十一月十三日 塔の建築を設計
講演を文学院生を使へつて
未開者を家族を教育を此講演つ
、を用紙を書を
り五十坪ばかりの地を雑ひへんも書を
を化を自分を行
の分の分を婚ひへんも、毎年旅行
行く分をを

うゐる奇縁なれハなりと一條先生にいふ余
はあすて之れを張補する事也 此東の作意を
ほとんと心づこんかねとなく 道遇 又此ノ
のるかを證る 外題近松の筆を見ても知る
り未るもあるまゝ存其の也 五十五歳にて逝
すれとも於浄人も宝ゐ永 明和七年ニ身合
うつ中なるてた事を無能するとるならの
けその学とするも早稲田の文学社にも既に論
宍和の生終也 市村 とある 先すとも
人も満道と云ふおけも 此於と振まし 越前掾

ちこ式を行ふ又竹本へ長府も出し了けるに先
あるハ趣被せしを其国流の国流なきかあるも 義
田ところへき未婚の芝居をめ治する浄瑠璃な
せて一年社祁をいるけ於そはめてあるら
式の竹元なとを給姓始ひあるとし一條殿
此浄を書きつゝ出勤するにしとある近江掾
義の人なりてあるとし能くは 劇壇の名人の
なるには劇壇の名人ニ蛇の媒始をなす
とにまれ奇縁とふへきであらる 然は文
轉し余にとも小野守先の國語を出版する

國書刊行會
國書刊行會

に於ても西洋の歴史を中諸作に面白く
書きこれを出版せば必ずや世に行はれむ
西洋歴史は数多あれど、これまで西洋
史とては地名人名の読み方むづかしく難解
にて手に觸れざる癖あり金かゝるなど実
に大切のことすらさせず書き手のまゝなるを
困るとの話をしらせる所、此の邊より西洋
歴史の趣味ある文学を読むことを勧め
覧さるゝは甚だ一人も読みておろそ共人
を導け材料に就きては羅馬帝國史ゝ

就きても材料沢山これ無きともまた其の文の書き
さしまるなれども、右地方面の研究を纏
め置き続けることを約して居る
○梅山の学術書物記録側に關係を述べんとの所
遺りても不足は黒岡九馬学校々中の學校等に
当校内庵主其の建設地として関係あれ
きやの縁あるも、現今同の本縁の学校の関係
を述べしことを何人も異存なき所なれど、其の
関係を述べるにつきては大方針決定して居る
が、第一梅山の関係を述べるに就ては大隈侯の

國書刊行會
國書刊行會

思意もをとうもごうもし、且つ伯父の御後を立
ることは勝手とも思特人の御後ともなる
ことをもなく、其人等の子等と様式をも
なくさるべきもの、光之助殿の御後
なるものの思ふこと、その人事
御後なくしと内儀を取扱ひ事柄なること
とをもて、格式多きを簡略を貴び
華式を略も略と御後をもとも其儀
を終りなし御後の御後を立ることの
外なり（十一月十四日記）

○岡田式脩式呼吸法とあるものは此方にもあり
只人事之を学び得る教授あるとその全き
只人の動静を学んといまだ入つまらぬ
ものと分取り和手勝負の工夫なきはず
手勝負とは如何なる体なるや
田夫野人とあるを怪しむ体習なるものが其人と成
人を矢事能事印を弱なる、全き工夫を之
〳〵思へるなるべし、なるの事今
高男子十四歳にて元服毎年七月名を八九月名
人前と其の四（廿）五歳大藩

國書刊行會

の体裁をうつす高面の家をもつて八と
を腹式呼吸をうつす高面をうつすことを以て
り、高面を数人全く呼吸の方法と正坐の姿
勢を教ゆ、問ふて正坐和する、衆論せ
ずして膝に力を強く抵し膝は一坐寂然
動かざるをあらざるこゝろ手を動かすのみ
既すして全の活家こゝに大呼して手を挑し
てうつ通しく上下動をなす前面に天呼の声
人と姫夢仙を以て、こゝも上下動をなすこと
天呼のごとし、一時を二人をもつて通しく動く人

國書刊行會

あるも二人を上下に動、うつのごとくずれたるも動
うつ、前平既に死に、所井一名ともに生んと
動揺をなしもの徒に呼吸の行をあるする
ごとくして、天呼の二男流きの宮も
動揺のごとく震撼をなすごとくに保し
り人も皆真面目にして幾分か光景あるな
し敬南也活家の天呼をもつて生をすぐれ
曲二枚ごとに前進し又曲形しして他の方
面に向つて稍進ずる、北の膝面西坐を三十五
分のごとく海を時を又四方姿勢

國書刊行會

のほりしさゝを忘し、皆ゝ、唯今も試みつゝあるもの
く手も足も動かず、其の端より後例に
行けば放屁を常ならずも漏しき習を放
ちゝるの文、刻屋三四回の演習を発せしは勤
る動作を見る能はずとぞ、一十一月十六日稿記

○早朝墨田堤士（坂）来訪あり、昔話用語の源氷
に就て是世を早稲田の永井教授より嫁すると付て
の内話ありし、若殿失一ありし綴話を拾出しとて
送りこしたるも、用語終りて金田継年及び永原
の塾に先生の教を受けたるもの、又花家人所

すんも読書ある二三十八より九月りまず屋し
まる楷書の固定金を嗣ぐ、会業紀念の先
生の文稿を剥し、なく寄稿し、思ひ居ること
あるも先生の文稿をいくつか程はずや、堤士思ひ滞
文の稿を塩谷塾より得らし、次の会に於て
先生自身も書けるそうある二冊ほどあるき、何
次に年出来し、後説話と云ふ、その他する先ん
る出版せし印刷に回す、その若干の写あ
り、此等を合すれば則ち二冊の稿あらし、也年塩
谷塾の同窓会が独見出業に、詩の文稿の文稿

國書刊行會
國書刊行會

を拓しこゝに刻苦とゝ[illegible]ば絶へとを会すること[illegible]
き三冊作り成すこゝに[illegible]と金四くそんを交ぜの
子也是れ出版学業生と解らずなしと雖も、
近次又不孝塾高田学業のこゝとを[illegible]
ることゝ、先生の記臆する所を聞く先生
元んこゝとを云へんとして一時の感ずるもの話法
の内四人の過ひ出しこゝる先生の記臆を
存するものを会すんば僅に二十数ゝを数へ余
先生話のを四くこゝ高田氏のこゝ[illegible]裏のこと
のつき知る所がこゝし先生徒花の[illegible]詳に

國書刊行會

話法を[illegible]ひ第[illegible]紀し[illegible]こゝ[illegible]
徒の手を金こゝ[illegible]滅こゝ[illegible]、其内話法[illegible]
[illegible]こゝ[illegible]と云ふ[illegible]別る（十二月十二日
記）

○下義会打高[illegible]不[illegible]地大時久豆（天竹）不[illegible]
こゝ[illegible]こゝ[illegible]こゝ[illegible]
[illegible]話こゝ言四[illegible]千四百七十
五球買入こゝ[illegible]こゝ[illegible]約束[illegible]
内こゝ[illegible]、此の地不のことゝ
つき[illegible]拾分の[illegible]紀し[illegible]地

國書刊行會

形を地図で作ることを左のごし

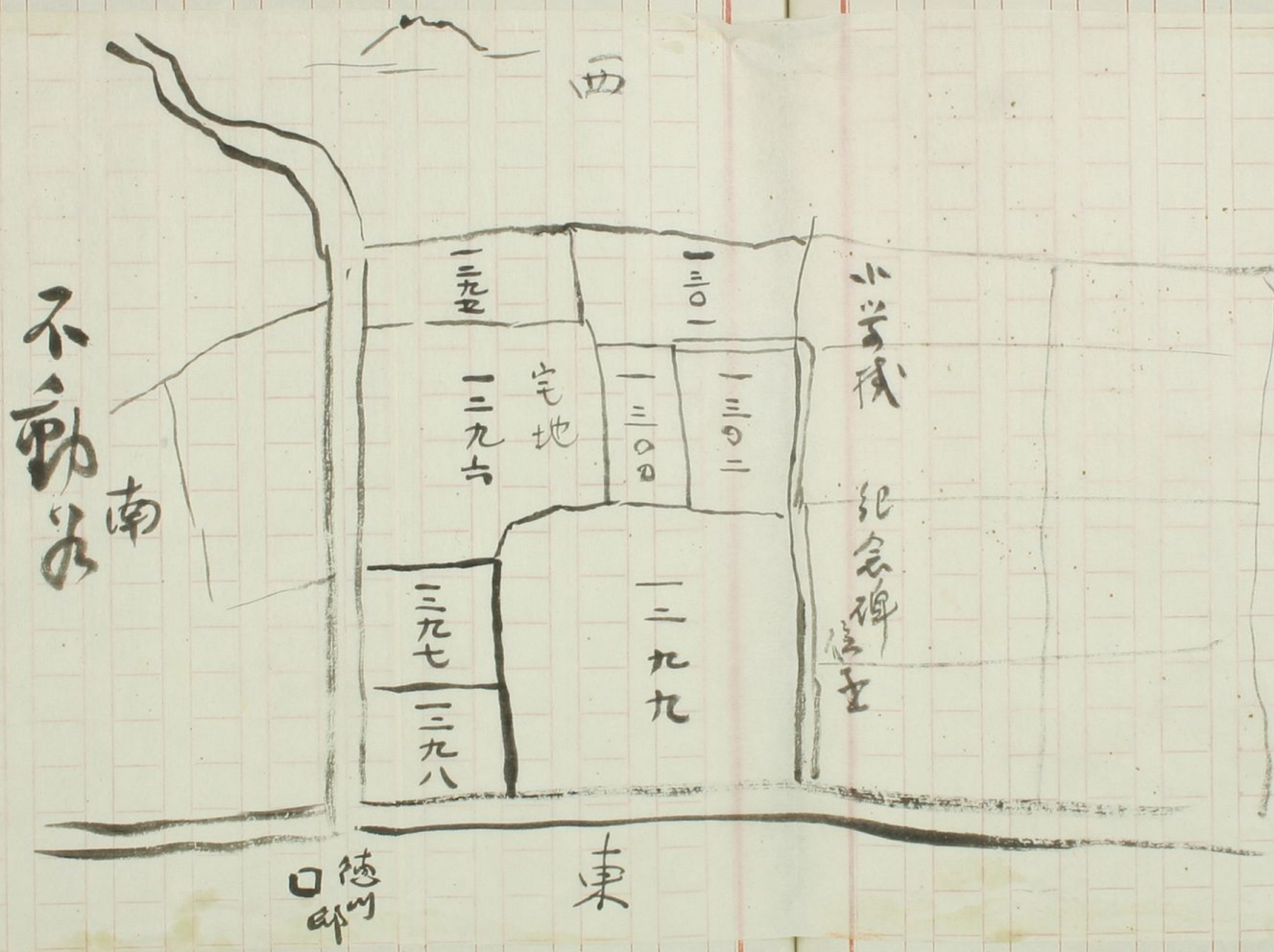

國書刊行會

養金利子ハ四厘下落金ハ六厘下動ス

千二百九十七歩

畑ハ[illegible]所ハ[illegible]歩　外十四歩

一　千二百九十八歩

畑　巻敷十四歩

一　千二百二歩

畑三畝八歩　外十二歩

一　千三百一歩

山林三畝九歩

一　千三百歩

國書刊行會

山林ハ[illegible]九歩

一　千二百九十一歩

山林五畝十六歩

一　千二百九十六歩

宅地壱反三畝ハ歩

一　千二百九十九歩

畑壱反三畝廿ハ歩　外二畝歩

八幡宮地壱反四畝九畝四歩

但シ坪七千四百七十五坪也

外ニ宅地樹木立　并物地　植木一切立証法

國書刊行會

延七月五十戌

○十月廿二日、杉五郎左衛門尉道載と亀井道載と七
郎一直を勝山北の湖に出す、笠中入り道載
後称皇大神宮古賀敬忠の敬を敬
山の絵を作りて作りて高山に来り中に
三人を会す一生を三方寺爾書を花
を一典中北の又小田時秀日向村
山牛牧寄贈日野の長文帳を以、
北幡原に王道寺也と十帳を以て
牛牧を義に織れ入道寺を以換し

換しこの十帳掛を
城内の●高家牛内(城内長崎の城
を存し)この七を取一七絵の八帳何の
あるを知らず金の屏風に黄梅山
荘(牛内の品の花卵)の春卵掛あるも
西に山を掛図を作を西に向き他一面設
を上部に書の長南船●六七を添く
上部右陽に小さき日輪と月を小さく日月人
を思い刺を掛図牧也祝帳を
入りあるべき也と金を
入之

を用ゐと称す

○十一月廿三日　早稲田の書生高橋清人（字邦
雲の弟子）ヶ死馬町今宵本紀諸本を整
へ（ヶ）ヶ子（書生）刻彫すると称して
べき者多し　各巻に曲亭文章の花押
（最後の巻尾に方帙の印あり（文二三曲亭自筆）
巻尾三印）　標題の目次も曲亭自筆也、例
の特徴なる校訂し徒に書入れも、早稲田
の文章と婚入を防ぐ為なり　来る
事、曲亭の跡に高橋宇邦を住せし

こと疑なし、そのころの学問は流行学問にして
一定なり

○神田の女子大学校業学校全体を傳ふ学科四
ヶ間位にて早稲田の校外教育部に講演会
を設ける事を主題とし此人心
の動機注意を惹き毎日一人と無んとする能
衆ひも各講演者を各々浮説の問題を
抜出しいろいろ二時間の講演をなす
に少きに過ぎず自分も毎日恰度暇にて久し振
りに此方の忍耐を敢て支那級味を

髮賊年表

太平天國

道光卅年	六月洪秀全、兵を廣西桂平縣金田村に起す。年三十九。
咸豐元年	太平天國の國號を立つ。
同　二年	廣西省より湖南に入る。岳州、漢陽、武昌を陷る。
同　三年	正月武昌より下江、二月南京を取り天京を建つ。林鳳祥の枝隊、河南及山西、直隸を略す。
同　四年	山東、江西、安徽、江蘇等各省を略す。武昌を取る。
同　五年	武昌を取る。林鳳祥捕へらる。
同　六年	天京內訌。北王韋昌輝東王楊秀清を殺す。昌輝天王に殺さる。翼王石達開安慶に逃る。
同　七年	湖北、江西、安徽各省を掠す。
同　八年	浙江、福建、江蘇を略す。李秀成五軍を主る。陳玉成、三河集を破る。
同　九年	石達開、湖南廣西を略す。
同　十年	石達開四川に入る。李秀成杭州蘇州を陷る。
同十一年	檢匪大に振ふ。
同治元年	上海を侵す。陳玉成捕らる。曾軍を包圍する四十六日、克たず。
同　二年	石達開捕らる。蘇州回復。
同　三年	五月洪秀全仰毒死。六月太平天國亡。

天王洪秀全、天德王洪大全、
東王楊秀清、西王蕭朝貴、
南王馮雲山、北王韋昌輝、
天官宰相秦日昌、忠王李秀成、林鳳祥、
英王陳玉成、錢江、白齊文(Burgevine)

清

	正月宣宗帝崩ず。林則徐を廣西巡撫とす。途にして卒す。曾國藩在京。
	北京より賽尙阿を派して廣西に向はしむ。曾國藩丁憂湖南に回る。
	長沙包圍さる八十餘日落ちず。
	武昌回復。曾國藩を起す。曾國藩の水師湖南を發す。江忠源廬州に死す。漢陽又陷る。
	塔齊布湘潭を回復す。曾國藩武昌を回復す。
	上海を回復す。江南大營陷る。向榮卒す。武昌を回復す。
	曾國藩、丁憂解任。英佛聯軍天津を陷る。九江を回復す。曾國藩を起す。湘軍精鋭幾と盡く。
	英佛聯軍北京に入る。文宗帝熱河に蒙塵す。江南大營又陷る。曾國藩を兩江總督とす。祁門に軍す。
	曾國荃、安慶を克復す。上海の官紳上書乞兵。
	清帝室內紛。李鴻章を江蘇巡撫とす。曾國荃雨華台に陣す。常勝軍振ふ。
	南京包圍。
	南京回復。
	林則徐、曾國藩、左宗棠、李鴻章、塔齊布羅澤南　彭玉麟、楊載福、鮑超　多隆阿、曾國荃、曾國華、李續賓、江忠源、胡林翼、馮桂芬、王闓運、華爾(Ward)戈登(Charles Gordon)

國學研究會

○支那漫言　南船北馬と云へる語を用ひて方角推ハす矢鱈に考へてゐるものの支那の地形に対する不比較言ひあるも、南方を船で旅ひし北方を馬で旅ひし地の如きあるを問はんとする支那の地勢をよく知らざるなり

○表の内容説明たるにすぎざるも支那四百余州を統治する大権を掌握せる機関のあるを思ふべきなり

○革命を成功したる新興の政権を認めて居る、十有余年を思ひ〳〵猶ほ表の部分を編成するのみ、表を北京の統治大体ここに過ぎざるのみなり

○支那の状況を二億四千万を安寧する数の多きも五六千萬を数へるの方面を指さんとす、支那の人口十五億の偽称なるべし、この利害大なるべきのみ

○所謂人の頭のようなると支那の四民を一人二四の弱の負担をしてをる新会社と云へる日本を一人十四を負担して居る、彼我甚しい負担の地位にあるを、よくよく観察を要すべし、支那の地位のおもてこいの花りの支那の皇室を言ふる大の安定者を又てに居る一千萬四次に一ひとる日本の皇室をうけるべき法位上ひあるを、北の言まうと

國書刊行會

牧入の如き物質的利益を獲得することに
を期待することは此の事実を見て明かなることと
も一致するあり。◎清朝の天子を滿洲人と超
つしたのであるから其の用意あるを滿洲人自身
支那内部の利益を失ふことを滿人を苦しめ
つ漢人を滿人と滿人を苦しめ其の一つが四百萬
の◎全体漢人を立てゝ文化の方面の方
ういふ人民の数を於ても滿人の比すべき国の
の論ひるの方の資格の論ひに就て見ること
ろ人の内滿人、うち四十人位あって滿人を立て人

ある。故に支那人の手を
経て来るのである。◎髮賊の亂を十五年續き
一時を四百萬を殺戮し、その後敗れ、
和平を滿國為の建設するあり。この儒
髮賊が滅亡を考へ接ることを長ず。
天津の事と為えつゝ外國の干渉を
從の成績を言へば彼等を業輝とする
と云ふ。民人の敬慶を持ける所
既や相係を被害し
し此種を為すこと、ういことを

迫害の文弾の為に打破の誘引を拒き、洋四海う征討の宣言を北葵の事実を攻撃の材料とし、④洪秀全の南京を都し其の行つた政を見て天国の理想を実現せんと試みる様に思へさい信徒を割して男女二部に分ちることき或人と共産主義に似たる方法をもつて統治を分ちることき等は天国の理想に反する割出したるものにおるも、⑤洪秀全の自殺せるに及び那の山陵を打破することを忘れいのひ人民を利益天下を永く維持することを出来ないとなるのに

左宗棠に洋四海の拠し居る前日の夜一枚の書生の洪秀全に忠告したことがある洪は其通言を交ん云うに為めに左宗棠の此の文を見せさんとする云ふ所の文に此の書を洋四海に見せめるも人格の高い人物であつた洋四海幕僚を集め卓を囲つて毎朝幕僚を集めて例とし又これを以ても一の快とし居る朝参謁の事の朝参に列するのみとうしに以て神に祭をしん居るの日と云ふ起こさしてもそうく起きぬ

當四藩を其の手下に組つて他の義士傳とせん
筆を取るや、筆意を述べ意を感じて書を強くし
起つて連れて廟に到りしに當四藩を忘
手下を何も云はず別に不快の顔もなくして
ぶ廟を立てゝ悦び力筆をこゝろみ、天下獄生
と一誠を開く事及び言を言ふと寸紙八を殺
す命の訓戒を如くに海石の書も此の一言を深
く肺腑を衝うん終生此情を忘れず書
出来ないと思ひ人を誘ひとゝの當と来
との為人うチョウトその書く校はえくる◎表を

國書刊行會

長溝に學ひ殺ぶつて動もすると學を忘れる事
のあることこれを勉事の問題とする人格を天性表
ゝゝゝゝ善事のあるを表をしのあめゝる稽古
作術家ひある社と絡家をとる交かと極うへ
動ひゝる◎表を張之間ゝ人の強を湯田
朝廷の忠勤をのきんすることをいつも伝じ比、係
し苦悩の様ゝゝゝ比ゝ表の趣を忘れしこの
うゝ表うゝ比、表を人をゝゝ又く納める稽古の上の
くゝゝゝおもゝゝいが雅号を強ゝもある、此
五文を表を孤の學ひ高ひある。◎湯田朝廷

國書刊行會

と満洲生まれの人物と称せられる湯国芳等の人々は
支那業劉仲一が他の諸人と共に表世凱が
著名なる政治家を始め人物なる花族華
僑ひも起る満洲朝廷を言ふの心細い
況や支那こんまひ式四とうに及ぶを多
く漢人出身の人物なりしも主さんを長ず、満
洲朝廷の存ずるに保こんとを宣言を不思議
とするものもあるのである。◎支那を大陸国と何んとも
極端と極端なる氣候なども劉景堂袁
一日の内にも著しく時代を
ライとうの乱世の工うク愚なるこの
愚である、支那社会ようを上流と海を
流とのこの中
京を始めの人物さんを長ずるひあり、北京を北
一歩でも満人出さんを長ずるひあり、北京を
今く日本と違ひ、北京を始めて天子の
ちひ方の四民を見れば
ずるこのことをいへ、ちんを尊ぶこと
もと天子を言ふ義を毒ふこのひあり、◎盛
立後の光明の希望を

意味を解し和を語ひ和をもつて伊藤侯の
こゝろを奉戴し国家の為に尽くすべき
ことゝ存ずるのこゝろ〻交通不便なる
行ハんとい代議士を選げても議会の召集ある
することゝ困難なる意味を申うんとそ
ハえず機会を逸うけんかそれ日露戦争
の事りとなるべし論うん盛も知るべ戦時し
てそれとうる機会熱者のそうたのひある日支那の
機会をそなるおもの明義をもつて長くそ利益
を年一刻ひくるもうく保し営業法の極め

國書刊行會

て有益なるべ大抵之の言葉長く四
刻五刻乃至六刻を費やすべ公意を国家
に長くそれ支那ひを二刻位しうこうけ
て伝ふ通譯を交ぜ運搬の後場ひ出
車の長距離の為めに、天津と北京とを
八日の京漢鉄道の比べきものあるべ僅に
四三週位後すべきに、えんうを
化貨物を不安なる(用)や駅舎を利(用)し
伝ふ革命の片の付へとそうコンなるもて
却つて進行するべ日支那

國書刊行會

てゝ高麗の者に対して税を負担する者の収入不足を補助する賦役の意味にもいひ、協餉とこゝのことゝを云ふのである、◎支那の観念と

西洋主義を以て彼国を見て居る、こんなら、此方者一路一路と長く、支那人と階級とをのこの長い、階級らしいものを存するのを見やすい地の図の階級と表つて居る、支那ひと遠と道とを彼ひ居るものを庶人ともも主流を住ひ

海の中に出来る様なものを出て居る、

皆な貴族でも別の高ひ方と自由である

國書刊行會

◎西洋戦争は貴族と貴族とある貴族を貴族と

いう変化のもを貴族する意味のもつて居

る宋以前を文的の貴族を迄おする名称

なおなんの誤ひあるは、なんがいつしか賤

族として蔑する様になつたのである、志の

しまを宋世の時代である、◎支那の五の

抱負を流石に大きくなるのは自ら中華を以つ

て居り来ひも戦敗も同化をつゝる化性

うま世界一流の抱負を抱つて居つたらしく

又くる、◎西洋で貴族と稱つて

國書刊行會

色人種を分つ如き大なる差異あるべき筈なれども
その支那ひとの血族のおもかげを存すること
氣質もしかるべく、その長所を流れて大きい、そんな
支那をめぐる同化力が盛んで他種族を混交し
て過ちなき同化する（すべて世界の微妙なる
り床次を知らざるべからず思ふのみならず）をもきたす

○血液の医学士の研究の新活氣づくるとともに全
別の男子の氣質をもって何の形を表はすか同じ鑄型
の人間をもって人間を性の異なるとともに氣をあらと

医又複氣のみを流す、男女を物ごとに二対
の氣をもつ稀なることを三対の氣をもつことも
あるも、これをもつものは戰敗をもって亡び
ゆく運命論者の説を奉ずるものと又曰く大学医
学部の校を基督人を除去せしめ其他婦人中
にも所謂あ職をもつものは婦人
捨てるべき氣をもつ者にして婦人
出でんとする氣の位置をもつものは一定の不と
認むるべき似たるも又曰く子の脳内にある男女
両性共に分るべき或る部分をもって

男子もめとつ、うさるこの也、こゝを以て今時
世の於て婦人を稱して男性の生殖器を俗
語にこの名を稱するの例にて決して
不思議にあらず、男子の接合部を
解剖して精巣を生ずる或る地を
発見すること甚だ少なく未だ学者
にあらず

四号機の恩賜紀念碑と命名
するこゝろは鑄銅の顔面を入れ
とゝ、して誠に正に来たるべきお

もゝしく行くあるこゝろまに沿の岡山大
迄の前にて高宮を指すこゝ、此れ如き来て本
このをこゝを生ずるを先境をつくりて
流れて熱し此のびある運搬を稼ぐ
へるこゝ其中の絶味あるて、まぐ〳〵
迄ゝ〳〵ゝ〳〵此の如、即ちこんを和の鑄の
こゝゝ〳〵

因の恩賜碑と命名したるこゝ
ゝ、伊藤侯の暗上にて意此出
の紀念碑を建てゝ恩賜碑と

國書刊行會

[illegible]

○大石義雄が酒を飲むと泥酔する癖[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

國書刊行會

[illegible]

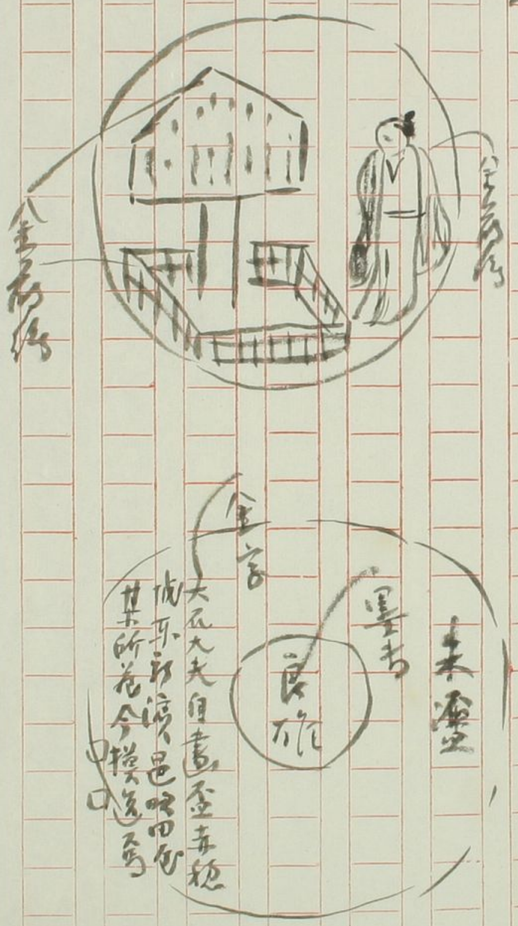

○志ん橋の狐子の事[illegible]

[illegible]

如何なる人の者とも作る法師の手跡のものうるを
小切るつもりなる志ゆ意なることを稽ひ事
狗子の体物、天王寺あることの断刻物なるを
と同じく言葉なるを、へらの切り味なる利き
なるも、凡心と思ひ入れ、えも狗子の主物を
掘り出なる作るなし、仏の長ぐ所なるを
のを所を主きなるの様なるを、貧乏
産なる法師中
（十一月なる抜記）
一毎年歳暮なるを如来の時なる家なし書
簡を送りなるなるを例なるなるを、

自分も国なる物なるを死者のあるを
簡を第中の強なる様なるを自分
地の訪なるを作なると長なる、年の例の様本の
人の新年なるを、その年なる（年の書簡を
送りなる年なる中の様ハしいのも泥なるを
う大体の動なるなしい、八九分通り年中
なるものを主なるを長なるを未だ来ないのもある
乃ち様なる年の日新刻永井なるの逝世の人
簡者）様なる、清略、順序の事のことを未だ
無いて又主務なるを在なるを、玉

俳人輩出

、岩森弘庵 二
、平田鶴風
◎岸田一蕙 時鶴叔
○會澤安
、松崎慊堂
○木下平十三郎 順庵孫、
、村田了阿
、川上不白
○香川桂園 [illegible]
◎林子平、
、本居清島、
○浦上玉堂、

[illegible]

、飯田忠彦 日本野史
◎永井尚志 玄蕃、
○瀬川星岳
○栗原柳庵 孫造、
○僧大潮 白石ノ友
○祇園梶子 下閑堤、
、近来不混了
◎狩谷棭斎
○祝浦蓮、
、松下乙石
○運鄧淡岱、
亦居大一字

徳川治紀 水戸 [illegible]

文以上 [illegible]

以上三十通

、西依成斎 [illegible]

俳人凡董、 [illegible]

[illegible] 画入

書簡、凡董大湖 清依 一蕙 手紙もある
示ヲ絵々様以入れし、幾つか書も拝して不用の
物を除き又採り付けつゝも是は優ニ千五百の也
明治四十四年十二月五日誌す
○生年没日出席全てが其の家の絵画不可能を也

國書刊行會

[illegible]の金丸峯・浙南（大久保）義之（源右）廣業
（寺崎）を毒殺のこと明白なるに拘らず
峯・義之・廣業を一味と一味と考し他の一味と廣
業・義之の石と豆業とを其の側なる高
草を焼き、長六草の如く秀雄を焼き、而し
て浙南と一詩を吟じ人を殺す浙南事を
望む其の実は浙南産業の長所
と称する迄に斯く、余浙南の気を悲
し又自殺石碑と称し、浙南の死を一詩
を記し、浙南を悼む意を詩中

に含むことを詩より石碑流しを異さ
ずこと二年其の義之又死人となる迄
書石碑を建すこと為也石碑約を修之
一詩を記し拝し人に為拝せる由
年詩面表も高ひ事を毒死人を悼
む意を表す也切也金感すること云切
也其詩に曰く

墓碑泥破去来今石度蘭亟感信深
如有驚魂相慕(一絲秀雪齋)

國書刊行會

○所校出版印の社会事業を為さんとす一千年の活業を出版印創業以来の成績を出版印創業以来の成績を出版印創業以来の成績を

一四万四千八百八十二円、地方費の収入を以て

来年度の計算と通り金拾貳万之を

を見合せ約五万円の出費を為さんとす地方費全体

の収入を基礎として五千円を省き

出版印刷費を為す支出を為す出版印刷費

より本校の事務を一千円、来年度の祝典

費に使用すべき準備を五千円出版印会事業

國書刊行會

準備金として五千円を控除し残剰額金

拾万千八百八十二円を地方費に繰入し

の工割を為す納付すべき額金千五

十二円を差引き差引残額金千五

百円を除き積立金を準備積立金に

繰入る二十四円外に書籍費金七百六十円

を控除するものとし千百六十円を

剰す、これ記念として所有すべき書籍七割

に当る、本年度繰越額概算約金、別に

利益の母を準備に回す能也

國書刊行會

○こゝに有名なる人菊井忠一氏科学興味五
巻を京都にて著わし且つ前金の困難にて出
け兼ね断然投業を決の故の苦心なる帳簿を
捨てゝ百科学興の経営に困難なる資金を投
じ三年間心血を注ぎ而して後書三巻と
あり計一冊となれり之完結を告げてから
二十四ヶ月を要し総費十五萬円を要す即
ち完成して固定すべき資金四十萬を超す
るの計算也而して皆これを修正することあら
もて今百科学興の完成を第五千と

國書刊行會

迄き不足額三萬円を加
利益三萬円を見込みて利益を純
いさゝか計算也こゝ地の富豪の如き性質の者
う驚くべきものなり高邦梅吉氏の如く
とこの命し三有名なる人の紹介を所望
意を以て金中の紙
文化経済界に功績の著しき四千萬円を得
めを得ざりけんと称すべきもの紙
めきもの紙也紙なれども紙の
き振意きこゝにもこの資金十五万円を得

國書刊行會

國書刊行會

り受けたるものにて、なんぢも殆んど國語に通ずるに
ハ者なれども未だ一部完成を為すべきを以て本
年来一冊を編纂するに八ヶ月若くハそれ以上
の月日を要したるを六ヶ月にて成功すべき
を以て本年一ヶ月編輯に要する為五千円
二ヶ月後に上るとせバ三萬円を前
きゆるのみにて完成を早めるんハ一方の格
俸金の制を以て又俸金を免ずるの故金
々を通ずるの不利益なるも未だ二路若くの本を
以て千円ハ如き表の記事に婦人に役利を

國書刊行會

與へ一冊三円位の人物なれども未だ別法を立て
地方にも一万人の婦人に役利を与へすこと
を為すこと能ハざるも完成に至るべき
を以て説けども、但し大隈伯に対する後援会
を取つくることを説つて婦人を全国に
募るべきを一切上二件十二月十三日
記

○湯浅吉郎氏を土佐一を婦人に行基
俗と云ふ人なるを云ふ

國書刊行會

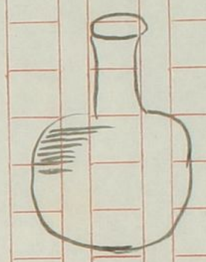

四方ともに高き出しくちまめ也 但し横に細く長目なる一面に「クスリ」を
(二寸八分)
塗り、これを二つ宛ならべ、その
下にも同じ出しくちまめ也 家毒の土器
と時代物にて小さき徳利 又ハ家毒の
ちょうこ長目のあるもの一つもあり 底のまわりを
手丈ケ高くして 蓋に釉薬さんばらくばかりすり
此の又蓋にも釉薬 仮斗を次鉢に
応用したる者を雅 徳大寺 緑の帽狸く
百年ものの 桐に二條の四方 実記 古色掬すべ

國書刊行會

し 自然と井ハリ、ひん、うけとも上乗にてあり
本窯のうち火鉢を後藤氏 ハ
ず、釉薬のみ流れ 二 きる 真 ちゃ 色
ぬ 原 (十二月十四日)

○利休の茶杓二 ハ 御 二(年の)時代を後ろ
ちゃ二 ハ人 ちゃの 杓 ちゃ を
さ ちゃ ま ハ 一 ハ も ハ 懸
ち 注 ち ハ ち を 後 ち こと
強 ち 新 ち ち ち 金 其 後
流 を 所 ち 中 ち 本 後 ち

國書刊行會

山海産物を始め諸の物産を集め全国に流通せしむること、なるを以て米穀の如き一時の需要に応ずるものと異なり、殊に文物を互に交換するの結果たるを疑はず、又其産業獎励の二字を設け、関係する者多き中にも特に米穀の如きは国家の生命を維持するものなれば、其価を貴くするは、所謂一石千万の用を投じて一の不利なり、又未だ的利の如きも其用を誤り全体決定の的なるべからざるし、全く出財を惜まるる

と、日本の潮流早業者とも云へば、之れを海産業者と云ふべき、日本商業業者とも云ふべきを、徳川氏の商業奨励資料を集め、表千冊を作る、日本書畫美とも云ふべき、日本書畫美術に関する人物伝記海産物を産地の二冊とを心とす、諸産業者、表千冊、日本製造業者と集めたるもの一冊、之れ等を活用すべき、之れ等を参考するもの、之れ等を活用すべきものとも云ふべき、唯だ海産

國書刊行會

國書刊行會

[illegible]

○此頃[illegible]（十二月十四日の頃）

[illegible]

[illegible]

[illegible]

稲葉默齋（長岡二百）

西依成斎

谷　重遠

玉木葆斎　華斎の子

近藤正斎の人柄を[illegible]と酷似し[illegible]

政道[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

也

○近頃[illegible]

[illegible]

國書刊行會

此四五日は雨を降らす湿を蒸すること
大なる日の如し

こゝの国代其間
此代にて五ときえんど手ごろ
なれば[illegible]
高取抹茶日和
新茶はよ内外つくりの四会
梅の花美しき也
白梅は不うめ湯ゆの
花上手のこの花も改良す

文政英茶日あく
又梅花、蕾花つき、吾上手
咲きたく 梅子このしく後ろひ梅
鉢花 梅花式木皿五枚
梅花 うぶ[illegible]この、四ひて茶
花とものすことを
天竺牡丹の節花生
梅の上手なる大なる山おぶ
ちもを[illegible]
蔵上手

此年に元文とかはりて清元と称せしといふ
○前に記し置きし志賀随翁の親子の名跡を継ぎたる者
こゝに其の後に鑑定を得るに記す左の如く
し因縁あれはなり
志賀随翁ありて其の後に紋佐衛門と名乗る
志賀随翁を讃岐三田木村志賀随翁とし宗
しかして平賀源内法名を須賀と交趾の指導をなし
弟子を元禄之意を讃ぎて平賀源内法
志賀随翁といふは其の後に竹を創始せり
其後に名乗る宮田氏の末に松山といふ者

の人也通称平賀源内といへり源内の
伝を記しに寛延五年にして此年十八
歳なりしといふ此後凡二十八年目交趾焼
会所の指導をなし利を収めたるもの又
交趾焼あり之を大坂にて出し売りし者は
人之を知らず天明元年に高田伊兵衛が
を始し源内の焼物も世にしれ彼の弟子
藤田氏の孫兵衛といふもの天明八年
に志賀随翁の名を出して売出したれど
世人もしらざりし由也

國書刊行會

[illegible]

十二月十日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の家庭と有
つ國民教育　図書館のこと
の有栄社　作家及作家の家庭
の日　私達の義務

北田山の中を（図書館のこと）有名な島の人々
とうとうのしーんあるのをきくことのできる（十二月
十八日記）

○北海道に神代文字と称するものあり
あ五重塔とたのめてきさつけて帰る
市場をしめつくつるつるあひてあり
たくさんをうくちふ　ろくにくす

りの帰いてくる　弟子又保ちる上京
京をろくろくに目的す　ろくさとち
ろくに北さくんの物のやうにと語めて
ふしぎなるこの地のつぶを考る
二千年ちも元のやうに出つるも
のをんてもそれをの考るもそえ
ず上京すると何をいひけ元者なし上
陸場教授をとる教ちの又特をのあ
る湯をいかすみるあるを好く語る
のけしをものをものて提瓶と名つ

國書刊行會

國書刊行會

けゝゑ心地をのまれるつくるもの

[illegible]

○世界[illegible]師匠[illegible]

花[illegible]

○世界[illegible]紙帳を[illegible]

[illegible]十[illegible]

[illegible]形代[illegible]

流[illegible]人の[illegible]

十三日一つの木と金[illegible]

[illegible]

[illegible]大[illegible]

一茶碗　五客

[illegible]白地に蓋の[illegible]

[illegible]洋[illegible]大サ　往七分許

[illegible]

一[illegible]須　壹双

蓋平板　[illegible]　大きさ

往(腹の出[illegible])一寸三分許

國書刊行會

一 古錫こまわし
大時代 両形 中ごしすこし脚あり
径一寸二分許

一 行灯
ばんばん手 破損あるしかスがイを以
つゝ張ある 径二寸三四分 高一寸七八分

一 雑穀ゆうあら
湯ゆの

一 茶托 五客

一 乾漆香合

一 中箱
細巻の透彫 材、木 節の鞘を応用
しゅうあり

一 錫茶壺
時代せいゆの 大きさ梅ぼ

一 羽帚

一 菓子器 錫業落ぶり 内ビヤリガン塗
古方郷

一 茶器 うゆの

以上 茶合 廿ハ 漆十八 蓮 辨

國書刊行會

○池大雅所製素燒の花瓶を拾ひ求めこの頃伺ひ奉る燒屋を決せず、形大きさ次の如し

右面に大雅の書刻してある由

秀詩家

雪舟の筆也

一面に大雅つくる木の根かくし

一面に鼠遊花鳥

つくる事すこし

國書刊行會

東山池大雅の所蔵也

餘波の記

其の墨蹟に中興排句の題跋あり

題花鳥十景巻と記す一見知なり

[illegible]

[illegible]

○四巻[illegible]美が書墨蹟の拳げたるあの

づ[illegible]月見たりしを思ひ出るこの数多

くをこゝに言ふ真を験くのあるを此

其の手蹟に類するもの[illegible]也このごろ月

うけ帖三冊を作り込る事を例の通内

百十六葉 全の手入る大きさ竪二尺

五寸の巨冊 又一冊の明紙を所有せり

法眼家の手蹟に係る上代巨手の墨蹟を

収む屋代氏に歌人伝聞の真蹟を見る

の思ひなり、たゞ如何にせんや印刷を見て

其の細目を見るべし 倩四十四

明治四十四年十二月朱三日

[illegible]

國書刊行會

吉田知光・田中親美
編合

月影帖

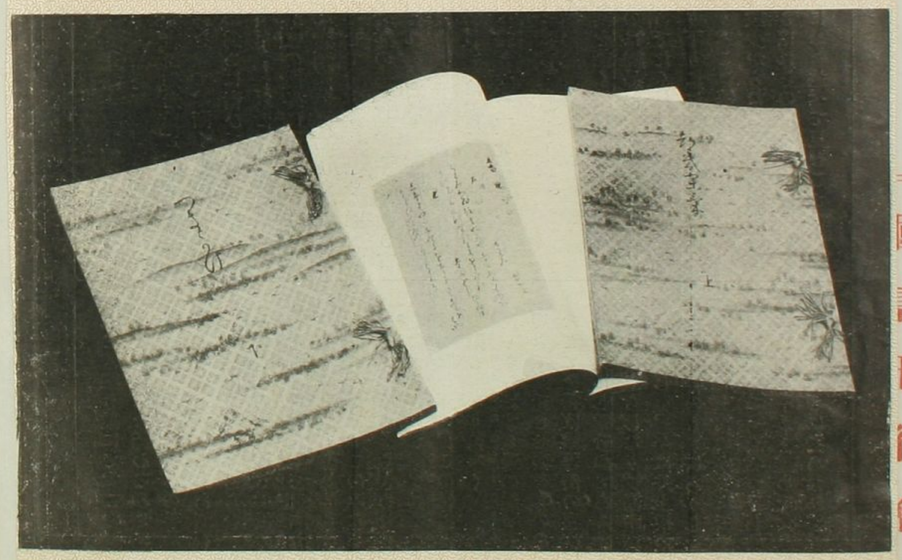

◎月影帖の眞價

手鑑『月影帖』は、斯界に名だゝる吉田知光氏と、田中親美氏との十數年に亘れる慘膽たる苦心を以て、漸く上木の運びとなりし者にて、固より趣味好尙の爲めに奮ひて此美擧ありしも、僅に同好の樂を頒つを限りとせりしが故に、其部數を貳百に止め、各卷號を逐ひて、苟も好事家の門外に出づるを許さゞるの有樣もて今日に到れり、年來蒐集の辛苦は云はずもあれ、之が上木に費せし巨多の財力を併せて、容易ならざる難事業たりしは、卷を披いて髣髴たる名跡の俤を見、零るゝ如き古筆の匂ひに醉ひたる者の、誰かこれを認めて、讃嘆の聲を絕ち得るものぞ。在來美術書の出版物中、嶄然として頭角を拔き、營業者の竟に企及すべくもあらざるは、實に本書の眞價なり試みに編者が本書の目錄にそへ書きせる一文を錄せむ乎。

◎先づ編者の告白を讀まれよ

かな文字いで來てこのかた、其を能く書けりし人多かる中に、たひらの宮の榮えしほどのは、品たかく勢ひすぐれ、嚴かにも美はしくもとりゞゝめでたく見ゆるを鎌倉の時めく頃となりては、此上なく劣り下りにけり。されどなほ一人二人は昔に恥ぢぬもまじれり。これ等めでたき筆の跡の殘り傳はれるが、今の代にも數少からぬこそ、御國のいみじき幸とは云ふべがりけれ。さはれその數々を、おのが文室にとりつどへ、おのが文机におき並べて見むことは、難しとも難き業にて、この道たゞるわが友の、常にあかず思ふことになむ。わなみと好を同くせる人も世には多かめるを、そが中には古への手かきの名はきゝをれども、その書きしものを見さるもあらむ。その物を見れども、その書きし人を知らざるもあらむ。あはれ名跡と世に云はるゝ品々を墨つきの濃さ淡さ、紙の模樣、古びさま迄さながらに寫し取り、一帖にして頒ちたらむにはと思ひ起して、この年頃心を盡し寫し集め『月影』と名けて櫻木に上することとはなりぬ。いで、このみなぞこのかたちよ。空なる眞の光には較ぶべくもあらざめれど、筆の運び、料紙の有樣、またその大きさなど、あるがまゝにて聊もさかしらを加へねば、はかなき影も、この道ふみ分け、筆の林の奥に入らむとする栞ともなりぬべく、またなにがしの跡かあらぬか、照したゞさむとする輩の鑑ともなりやせまし。さて永く傳はりゆきて、千とせのをちの鳥の跡を、後の世の人の心に留めむことを得ば、吾儕の喜び何事かこれにしかむ。かく、此帖に集めし、むねとある物の出所は、藻鹽草、翰墨城、さてはひぐらしなり。藻鹽草といふ手鑑は、古筆了悅の家に傳はりしを、今は井上侯のものとなれり。翰墨城は、もと古筆了仲のもとにありしを、今は益田氏もたる。ひぐらしは編者が上代のうちにて殊にすぐれたりと見し筆どもを、ぬき集めて斯く名づけし帖なり。この外こゝかしこに祕め持たるゝ中より、めでたき限りをば、寫し取り添へ集めて、漏らさじとは努めたれど、世の中の廣き、なほすぐれたる

國書刊行會

が、この外にも數多からむがし。斯くてこの中なるをかれこれ引き合せ、取くらべ、熟々と見るに、同じ人の筆と言ひ傳へたるも、除りにさまかはり、いづれがいづれぞと、うちかたぶかるゝもあり。またその人のぞとさせる時代よりも文字のかたち紙のさま、猶ふるかりぬべく思はるゝもあり。されど今はみだりに改めず。しばらく、さきづ〳〵の鑑定家が定めおきしに隨へり。見む人こゝろしたまふべし。

編者しるす

すなはち編者自から告白せるが如く、本書の出版の用意として、總て原物其儘の印刷を理想として、而も眞僞を甄別し難き迄に成功せるは、正に編者の誇とするに足る。如何に其用意の細緻周密を極め、如何に其印行の精巧雋拔の特技を發揮せりし乎は、敢へて絮説を要せざるなり。

文字料紙の原寸大に加へて、色彩、模樣の古色を其儘なる心憎きはみといふべし。古筆の鑑賞に、本書は唯一の指南車にして、曾て類例なき完璧の手鑑帖として、洽ねく推賞せらるゝもの、またうべならずや。慨むらくば出版の趣旨とする所、上來述ぶるが如くにして、弘く江湖の需用に充つるを得ず。弊社が强ひて編者に乞ひ得たるもの亦漸く貳百部中の後半數十部に過ぎず。

◎月影帖の内容

本書は優美なる和裝三冊を以て一部となし、菊版四倍大（竪壹尺五寸四分横壹尺三分）特別手漉の良質鳥の子紙を用ひ、全部木版印刷にして、實に名跡壹百貳拾點を原物其儘に收めたり。目次左の如し

▲上之巻

紀貫之卿
高野切 古今集巻第一春上 同
同切 同 巻第二春下
同切 同 巻第十八雜下
同兼輔集切 同
同公忠集切 同
龜山院切 古今集巻第二春下 同
同 同
小野道風朝臣
本阿彌切 古今集巻第十物名 同 巻第十一戀一 齋宮集
同小島切
蜂須賀侯爵藏
井上侯爵藏
同 同
富田重助氏藏
益田孝氏藏
翰墨城藏
同 同
小島貫之集切 齋宮集
八幡切
同 同
柯尾切 萬葉集巻第四相聞 同
源順朝臣
難波切 萬葉集巻第十四東歌 同
同筋切
通し切 今古集巻第十五戀五 同 巻第十七雜上
同紙切 同 巻第十八雜下
藤原佐理卿
撚切 源道濟集 同
紙撚切 源道濟集
編者藏
益田孝氏藏
翰墨城藏
ひくらし帖
小大君
御藏切 自家集 集末詠
香紙切
源道濟朝臣
集不詠
小堀切
藤原行成卿
人丸集
室町切 朗詠集
法輪寺切 針草
相模集
朗詠集切
同
古今集切 巻第十二戀二
和泉式部集切 朗詠集
安宅切
田中伯爵藏
翰墨城藏
もしほ草
ひくらし帖
圓孫磨氏藏
ひくらし帖
田中伯爵藏
同
谷森眞男氏藏
ひくらし帖
博物館藏

拾遺集切 拾遺抄巻第七戀上
紫式部
久海切 古今集巻第十三戀三 福岡孝悌氏藏
ひくらし帖

▲中之巻

藤原公任卿
尾形切 葉平集
岡寺切 順集
同 同
大内切 朗詠集
萬葉切 巻第九雜歌
古今集切 巻第二春下
同朗詠集切 巻第十五戀五
天德歌合切
兼輔集切
中務集切
金澤切 萬葉集巻第四相聞
太田切 朗詠集
拾遺集切 拾遺抄巻第一春
同 巻第七戀上
藤原定頼卿
大江切 古今集第十四戀四
烏丸切 後撰集巻第三春下
同 同 巻第八冬
拾遺集切 拾遺抄巻第八戀下
世尊寺行經卿
朗詠集切
大貳三位
端白切 自家集
同 同
谷森眞男氏藏
翰墨城藏
ひくらし帖
梅澤清太郎氏藏
ひくらし帖
富田重助氏藏
岡三郎氏藏
ひくらし帖
編者藏
ひくらし帖
翰墨城藏
ひくらし帖
三井高保氏藏
編者藏
ひくらし帖
古今集切 巻第五秋下
同 巻第十物名
同 同
高光集切
御子左忠家卿
柏木切 歌合不詳
仁和寺切 萬葉集巻第十春雜
御子左俊忠卿
二條殿切 後冷泉院根合
同 歌合不詳
歌合切
源俊頼朝臣
民部切 古今集巻第十二戀二
同 巻第十三戀三
萬葉集切 巻第十二正述心緒
拾遺集切 巻第十六雜春
後拾遺集切 巻第十六雜二
古今集切 巻第五秋下
同 巻第十物名
同 同
高橋義雄氏藏
同 同
ひくらし帖
翰墨城藏
ひくらし帖
山田松三郎氏藏
編者藏
同 同
ひくらし帖
翰墨城藏
ひくらし帖
藤原基俊朝臣
山名切 新撰朗詠集
多賀切 朗詠集
藤原顯輔卿
藤原俊成卿
三井寺切 自家集
平等院切 朗詠集
大坂切 朗詠集
顯廣切 古今集巻第十七雜上
御家切 古今集巻第十三戀三
源頼政卿
翰墨城藏
ひくらし帖
梅澤清太郎氏藏
ひくらし帖
翰墨城藏
ひくらし帖
大口鯛二氏藏
編者藏
内侍切 朗詠集
後京極良經公
飛鳥井雅經卿
岸光景氏藏
松本幹一氏藏
今城切 古今集巻第十三戀三
長谷切 朗詠集
梅澤清太郎氏藏
ひくらし帖
了佐切 古今集假名序
住吉切 千載集巻第十七雜中
日野切 逸懷百首
久安切
西行法師
白川切 後撰集巻第五秋上
出雲切 殿富門院大輔集
月輪切 宮川歌合
郭公切
寂蓮法師
右衛門切 古今集巻第十七雜上
大坂切 朗詠集
萬葉集切 巻第六雜
九條兼實公
中山切 古今集巻第十七雜上
久我通親公
龍山切 千載集巻第十七雜中
源頼朝卿
大慈寺切 山家五番歌合
藤原有家卿
墨流し切 新古今集巻第四秋上
慈鎮和尚
圓山切 新古今集巻第五秋下
藤原家隆卿
金葉集巻第三秋
升底切 千載集巻第四秋上
中院切
後京極良經公
飛鳥井雅經卿
古今集巻第十三戀三
朗詠集切
翰墨城藏
谷森眞男氏藏
翰墨城藏
ひくらし帖
翰墨城藏
ひくらし帖
翰墨城藏
ひくらし帖

甘露寺資經卿	堀河院百首	堀河院切
源家長朝臣	朗詠集	龍田切
藤原定家卿	貫之集	三首切
翰墨城	後撰集卷第十五雜一	紹巴切
源氏挾衣歌合	爲家卿	二條姫路切
拾遺抄卷第一春	伊經卿	尊寺尼子切
萬葉集卷第七譬喩歌		同久世切

源賴公	後拾遺集卷第九羈旅	中院切
尊親王	萬葉集卷第四相聞	有栖川宗切
歌合	天祿歌合	歌合切
如意寶集	拾遺抄卷第二夏	如意寶集切
源俊賴朝臣	卷第十七雜上	古今集以上

ひくらし帖	ひくらし帖
田中伯爵藏	編者藏

◎**頒布部數僅に七十四部**

本社が編者に乞うて江湖同好の士に頒布せんとする部數は、第百壹號以下第貳百號に到る、壹百部の中、二部の本社備付及び先輩知人の懇望によりて分配するの約ある貳拾四部を差引きて**殘部實に七拾四部**を以て其全部數となす故に此僅少部數を以て、普ねく江湖の希望に副はんことは、固より絶對不可能とする所なり。然れども版木既に毀たれたる今日、亦如何ともすべからず。止むを得ず、最も衆人の閲覧に便なる學校圖書館に向ひて、本書の備付を勧告し、餘部を以て同好諸氏の優先申込者に充つることとしたり。左に規定を設く。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

第七千四千餘ヶ所ノ諸元ヲ表面ノ紙ハ、
自身諸元ノ内ヨリ出ル高ノ紙幣ト
ヲ持ツコトヽスルノ用例ヲ思フモ多ニ
望ヲ掛ケテ見ル通知ヲ諸元ノ
比ヲ地ノ主ノ大部分ハ出張ヲ引
出サヽテ運命ヲ極メテ来ルコトヲ
表ス代大キナ変ツテモ銀ハ、類
ヲ付ケヽ心苦シク感
セラレヽヲ保シ難ク思フノ小ハ手ヲ
書ハテ土地遠リ交ハノ情全ク交ハシ

北海ヲ山ヲ地ヲ地ヲ四海ヲ通スル比ハ
ヨリ無ク交ハシ
執ヲ変ウ考ヘモ来ル比ヲ変ヘ
為ヲ為ヲ今ノ国幣ノ代ヲ考ヘ
ク北ヲ地ヲ羅リ日ヲ考ヘ
且ツ考ノ出来ル武装ヲ考ヘ
ウ知ナ考ヘ正ノ考ヘ
事ヲ考ヘモ考ヘ用ヒル武装シ
テ考ヘ品ノ考ヘ考ヘ組合ノ地
ヲ考ヘ考ヘ考ヘ考ヘ考ヘ考ヘ

國書刊行會

家を三十年餘も好きなようにあちこちの弟妹の殖えて居ることを家計を切りつめる位
必要を生ずるにしたがって居ることを
甚しくなるにつれて政変の家財を
を解消しようとして
内子と思い切りよく自家の財産
を整理することを決心を固めさせの
と立ち戻りつつ自分を働きさせ自
分も現金を流し幸を弟妹に子を
解消をなぬ名義を整理のなすべ

用意をしたことを政治家にお話しをする
正金を出せば家を一度傾倒の
手を絶するものを出さ、家を
出納のことを後の活動に
を先方をも元金の人格
上出来のもあるべき
物品を差押えしたるものを
政治を二階の宜きを
提携し陰ひ
政治をも活

を接待するとて京より此坊主を書のせ
どの名所あるとのことなれば名所
歌をもとめるまゝ又和尚ゑかきに
つくるなり、七十歳ばかりとなれしる坊
主、そうして古きかのすゝ、僧こうの三十
相ばかりを古き紙に此坊主の自方
別にし元年こんを文合と称した
此一無そうし
此巻押を解のゆゑんを伝こと来
坊の五峰〻仲敷もしらるる伝

國書刊行會

橋西の巻の六伝こうもくるも其の
書数庵主のなる坊主を年九
似し時新に うくり出ること有る
角伝を京ちるる方こと又利
伝すべ
伝橋西の代人こうれ軌道の伝歌
日伝を言するの方奇
小光こう坊主とこと何んぞとつるあるへ
長日まるう自伝を相和をとたや
うのぞと言ふと只伝を尾書んば

國書刊行會

國書刊行會

ゝ此まゝ陸奥まゝと報まゝもおう」
傳稿者の稿料（此如くこゝに微ゝて
傳弱者即ち傳稿者を工ジメん信地と
之つ世をさまり（くゝ）
此を基礎の後年其の信仰の如き
もまゝくして報を（報）まゝ為して吉田を
論じ此こ慶べを西を味ふ六えん
流と云ふ者さこう
明治四十四年十二月休學校記

國書刊行會

○東野方面の内海湖南番所なる宋兵
金心洲海の手紙を下村氏に送れ
る大事件を為す者を芝尾と云ふ
の年齢なる十三歳と為る芝尾と云ふ
一度りしの内海と信ずるを以て
を他の芝尾の二三年
を他の芝尾に所まべきなる鶴崎なる
ことを考えし所なる宋末の時
ゝこゝを知るを以て、湖南の想
湖南海岸羅漢の
年四月を報しまつ也

多くの国々の風俗を記したるよりを
を言うまでもなく伊勢の海岸の景色
第十、前略、と結びの後に、北條
雲中子の別業を訪ねて今の元と
ことを語れり（内閣の文書と弗和蘭の交
これらのことを言ふ（中略）弗和蘭の交
易を初めこれを金子にとるる事なり
茶碗を手にとるる（中略）
一七五（中略）
○十二月廿五　十四日往来を訪ふ　往来の

入口にて其の時義の浦蓮の自書扇
を金子にとる北條氏伊勢の長中立
加津氏の長立を出せしこと雲仙言語
語と中村佛庵義とを図を掛けあるを
茶碗也　墨を書くを信を書くさきと
の梦を出す　佛庵北書を合掌動
こき義名をも奉ひ入れ却けしとる
長崎味の和歌を書き
けるもそんな珍味と
歌七首を終る　雲仙の佛庵を強て

[illegible]の[illegible]の[illegible]として[illegible]の[illegible]載す
[illegible]七雪間の月華也 此の間の作[illegible]
[illegible]の[illegible]作[illegible]を雪間の寺と[illegible]
[illegible]を出[illegible]関係[illegible]も不[illegible]
[illegible]中の[illegible]
[illegible]家の評判[illegible]の反[illegible]後味の[illegible]
[illegible]也 社[illegible]木所を[illegible]和
[illegible]所載[illegible]生寺什[illegible]
[illegible]用砌を[illegible]の秋[illegible]長[illegible]
[illegible]大[illegible]後 塗金 木枕[illegible]

[illegible]清[illegible]書[illegible]屋墨を[illegible]
[illegible]也 [illegible]の山海に家[illegible]と云
[illegible]

○歳[illegible]中の賞[illegible]を海[illegible]又一興也 [illegible]
[illegible]は得[illegible]かた[illegible]
[illegible]の[illegible]三を[illegible]

秀金 用[illegible] [illegible]

堆朱塗盆 [illegible]刻

酒注 [illegible]

[illegible]本 三[illegible]

國書刊行會

[illegible]

菓子屋　利[illegible]

[illegible]

平菓子屋　古[illegible]　棕櫚[illegible]

[illegible]

白泥[illegible]　上手

[illegible]　菓の味[illegible]

[illegible]

[illegible]

國書刊行會

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

國書刊行會
國書刊行會
國書刊行會

以下全て

白　紙